

# 年末調整について 用意はお早目に

令和4年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズに作業を完了させて良い新年を迎えましょう。

## 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税および復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年中途で給与の額に変動があること、②年中途で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分

から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続のことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような

人について、勤務先での年末調整によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

### ■昨年からの主な変更点

昨年は、「税務関係書類への押印不要」や「年末調整の電子化に関する事前申請の廃止」など、手続きのデジタル化が推進されました。

令和4年分の年末調整は、昨年と比べて特に大きな変更はありませんが、次のような変更点もありますので留意しましょう。

【社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除に係る控除証明の電子化解禁】

生命保険・地震保険・住宅ローンなどの控除証明書については、すでに令和2年から電子データでの提出が可能となっていました。今回から新たに「社会保険料控除」と「小規模企業共済等掛金控除」の控除証明書についても電子データでの提出が可能となりました。



### 実質賃金

従業員に支払われた賃金額(名目賃金)をその時点の消費者物価で除して算出した賃金のこと。労働者が労働に応じて受け取った賃金が、実際の社会においてどれだけの物品の購入に使えるかを示す値。

一般に賃金の額面が同じでも、物価が上がれば購入できるモノやサービスは減る一方で、物価が下がれば購入できるモノやサービスは増える。賃金額が10%増加した状況であっても、消費者物価が10%上がれば、実質賃金に変化はない。厚生労働省が発表した9月の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は前年同月比1.3%減少した。6カ月連続のマイナスとなった。円安や資源高で加速する物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金が減る構図が続いている。

●顧客から受けた迷惑行為の内容●

1. 長時間の拘束・同じ内容を繰り返すクレーム	52.0%
2. 名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	46.9%
3. 著しく不当な要求 (金品の要求・土下座の強要等)	24.9%
4. 脅迫	14.6%
5. 暴行・傷害	6.5%
6. その他	4.9%

厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より



# カスタマーハラスメント 企業が取り組むべき対策 ―顧客による理不尽な要求

近年、顧客である立場を利用して企業や従業員に理不尽な要求や迷惑行為を繰り返す「カスタマーハラスメント(カスタハラ)」が増加しています。企業には従業員の安全配慮義務の一環として、カスタハラ防止の措置を講じる責任があります。そこで今回は、企業におけるカスタハラ対策について取り上げます。

カスタハラとは、「カスタマー＝顧客」、「ハラスメント＝嫌がらせ」という意味で、「顧客」という優位な

立場を利用して行われる不当な要求や理不尽なクレームを総称する言葉として使われています。また、発注元と発注先という取引関係の優位性を利用するケースもカスタハラに該当します。

カスタハラに該当する行為は、多岐にわたります。従業員に対して大声で怒鳴ったり、長時間の拘束、大幅な値引きや金品の要求、謝罪の強要などが代表的なカスタハラ行為です。

これらの行為は、度が過ぎれば、刑法上の侮辱罪や暴行罪、業務妨害罪、強要罪などの犯罪に当たることもあります。このようなハラスメント行為を顧客や取引先から受ければ、従業員は大きな精神的ストレスを受け、心身の健康を害したり、モチベーションの低下や離職につながる可

能性があります。

また、カスタハラは、通常の業務に支障が出るケースもみられるなど、企業に金銭的、時間的、精神的な苦痛等、多大な損失を招いてしまいます。したがって、企業には従業員を守るためにもカスタハラ防止に向けた対策を講じることが求められています。

### ■カスタハラ対策

効果的な対策としては、マニュアル作成と共有、証拠の取得、警察や行政機関への相談などが挙げられます。

#### ①対応マニュアルを作成して社内 共有

カスタハラは、業種・業態によりその被害の実態や必要な対応も異なります。したがって、業種・業態における被害の実態や業務の特性を踏まえた対応マニュアルや方針などを定めておきましょう。

対応をマニュアル化しておけば、従業員はそれに沿った対応ができます。マニュアルを共有化することにより、統一的な対応が可能です。

カスタハラが発生した場合、一人ではなく、複数人で対応するなどの体制を整えておくとういでしょう。

#### ②記録を残しておく

カスタハラ行為を受けたときの記録を残しておく、警察や弁護士などに相談するときに役立ちます。行為者に法的措置をとる場合、証拠がないと不利になることもあるため、記録を残しておきましょう。

たとえば、大声で怒鳴っているときの音声を、スマートフォンやボイスレコーダーで録音する、やりとりの様子を録画するといった方法が考えられます。また、やりとりを始める前に、内容を記録する旨をあらかじめ示すことで、カスタハラの抑止につながる可能性があります。

#### ③警察や弁護士に相談する

従業員が脅迫された、言いがかりをつけて不当な要求をされた、企業イメージを損なう行為を受けたといったケースでは、毅然とした態度を取ることが重要です。

こうした度を越したカスタハラ行為については、躊躇なく警察に相談することも解決するうえでは重要な方法となります。

マニュアルを作成する際には、どのような場合に警察に通報するのかのルール決めておくとういでしょう。

また、警察や弁護士以外でも、厚生労働省が企業や働く人の相談を受け付ける窓口を設置しています。



# 平均給与が3年ぶり増加 コロナ禍から持ち直し傾向

## ■民間給与の実態統計調査■

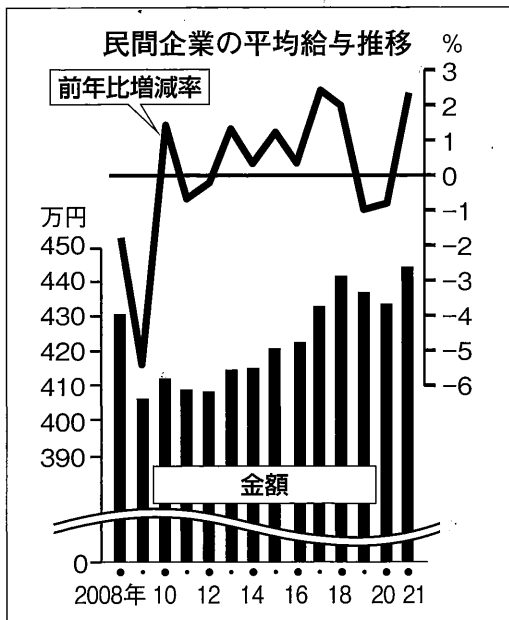
国税庁が公表した「令和3年分民間給与実態統計調査」の結果により、民間企業に勤めた給与所得者の平均給与は443万3千円で、前年に比べ2.4%増加しました。平均給与は3年ぶりの増加で、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復しました。ただ、物価の上昇が賃上げを上回り、実質賃金は下がっているのが現状です。今号では民間給与の実態統計調査の概要などを紹介します。

令和3年分民間給与実態統計調査により、給与所得者のうち、1年を通じて勤務した給与所得者数は、前年比0.5%増の5270万人（正規3588万人、非正規12

71万人）となり、2年ぶりの増加となりました。

令和3年1年間を通して民間企業に勤めた給与所得者の平均給与は443万3千円で、前年比で2.4%

増加しました。コロナの影響を受けた企業の業績がある程度持ち直し、給与に反映されたことなどが要因とみられます。



増加しました。コロナの影響を受けた企業の業績がある程度持ち直し、給与に反映されたことなどが要因とみられます。平均給与の内訳をみると、平均給料・手当が2.2%増の376万7千円と2年連続の増加、賞与は3.1%増の66万6千円と2年ぶりに増加しました。

男女別に平均給与をみると、男性（平均年齢46.9歳）が54万5千302円（前年比13万1千円、2.5%増）、女性（平均年齢46.8歳）が9万4千円、3.2%増となり、女性の平均給与が初めて300万円を超えました。

正社員の平均給与は508万円（12万7千円、2.6%増）、正社員以外は198万円（21万4千円、12.1%増）となっています。正社員以外は前年から21万円以上増え、正社員との差は縮小しましたが、まだ2.6倍の差があります。最低賃金の引き上げや不合理な待遇差を禁止する「同一労働同一賃金」が3年4月から中小企業にも適用されたことなどが背景にあるとみられます。

平均賞与は、66万6千円（3.1%増）。宿泊・飲食業（14.2%増）やサービス業（13.1%増）など、コロナ禍で売り上げが落ち込んだとみられる業種が大きく伸びました。一方、厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査（令和4年9月分）によりますと、物価を織り込んだ実質賃金は6か月連続でマイナスとなりました。給与総額は上がっているものの、その伸びが物価上昇に追いついていないのが現状といえます。

来年度に「賃上げ実施予定」の企業は81.6%  
東京商工リサーチが発表した「2023年度の賃上げに関するアンケート調査」結果によりますと、来年度に賃上げ実施を予定する企業は81.6%でした。

賃上げを実施する企業の内訳をみると、最多が「引上げ幅2〜5%」の41.5%で、「同5%以上」は4.2%にとどまりました。産業別では、コロナ禍の回復が比較的早かった製造業に加え、サービス業、卸売業も8割を超えています。アフターコロナに向けた経済活動の再開で、人手不足が深刻な業種を中心に賃上げを予定している状況がうかがえます。

また、賃上げを「実施する」と回答した企業の賃上げ内容（複数回答）については、最多は「定期昇給」の78.8%でした。「定期昇給」以下をみると、「ベースアップ」の39.0%、「賞与（一時金）の増額」の36.9%、「新卒者の初任給の増額」の16.1%、「再雇用者の賃金の増額」の7.1%となっています。

また、賃上げを「実施する」と回答した企業の賃上げ内容（複数回答）については、最多は「定期昇給」の78.8%でした。「定期昇給」以下をみると、「ベースアップ」の39.0%、「賞与（一時金）の増額」の36.9%、「新卒者の初任給の増額」の16.1%、「再雇用者の賃金の増額」の7.1%となっています。



# 適格簡易請求書(簡易インボイス)を発行することができる業種とは

周知のとおり、令和5年10月から始まるインボイス制度では、「適格請求書」と呼ばれる一定の要件を満たした請求書のやり取りを通じ、適格請求書を受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除が認められます。そのため、適格請求書発行事業者が商品の販売等を行う場合、原則、買手からの求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。

## ■簡易な書式でも可能な場合

ただし、適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に対して販売等を行う場合は、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することが認められます。

この適格簡易請求書を交付することができる対象事業は、①小売業、②飲食店業、③写真業、④旅行業、⑤タクシー業、⑥駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限る)、⑦その他これらの業種に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業となり得ます。

## ■適格簡易請求書の記載事項

適格請求書とは別に、適格簡易請求書の交付が認められているのには理由があります。それは、適格請求書の記載事項の1つである「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」を記載することができないケースがあるためです。お分かりのように、スーパーなどの小売業で不特定多数と取引を行う場合、適格請求書を作成するためには、会計の都度、氏名や名称を聞いて請求書に記載しなければならず、このような形で適格請求書を作成するのは煩雑で現実的ではないからです。そこで、このような場合は、適格簡易請求書を作成することが認められているのです。

なお、適格簡易請求書の記載事項は、①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)、⑤税率ごとに区分した消費税額又は適用税率となっています。

## 12月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(6月～11月分)の納付  
納期限…12月12日
- ★10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…令和5年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和5年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…令和5年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…令和5年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和5年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和5年1月4日

### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…令和5年1月4日
- ★賞与支払届の提出  
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ提出

世界的な資源・エネルギー価格の上昇や円安などによる影響で物価高騰が続いていますが、物価上昇を販売価格の引き上げのチャンスにとらえる企業も増えていきます。単純な値上げではなく、付加価値を加えた新商品・新サービスで価格改定を行った多くの企業では、順調に売り上げを伸ばしています。▼付加価値とは、商品やサービスが本来持っている価値に、プラスアルファで独自の価値を付け加えることです。低価格で競争するのではなく、他社と差別化を

## 付加価値の向上

して優位性(優れている点など)を創出することを意味します。▼付加価値を高めようとするとき、大切なのは徹底した顧客視点です。買手手である顧客の立場に立って、その価値が顧客の高い欲求を満たす必要があります。顧客に大きな喜びを与え、値上げ以上の付加価値を提供することができれば、価格が上がっても納得してもらえます。物価上昇を「チャンス」ととらえ、自社商品・サービスの付加価値を見直す良い機会にしたいものです。